

市税に係る税制改正のお知らせ

地方税法等の一部改正に伴い下記のとおり改正しました。

○ 給与所得控除の見直し（個人住民税・所得税）

※住民税は平成29年度分から、所得税は平成28年分から適用されます。

所得税及び住民税における給与所得控除について、控除水準の適正化を図る観点から、個人住民税における給与所得控除の上限が、次のとおり引き下げられます。

	現 行 (平成26～28年度分)	平成29年度分の 個人住民税	平成30年度分以後 の個人住民税
控除の上限が 適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の 上限額	245万円	230万円	220万円

○ 法人住民税法人税割の税率引下げ

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

法人住民税法人税割の標準税率及び制限税率が、次のように引き下げられます。

なお、神崎市においては、制限税率を適用しています。（14.7%→12.1%）

	現 行		改正後	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

○ 軽自動車税の税率引上げ

※軽自動車税の税率引上げは、平成27年度分から適用されます。

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が引上げられます。

(単位：円)

車種区分			標準税率		
			現 行	改正後	
原動機付 自転車	50cc以下		1,000	2,000	
	50cc超90cc以下		1,200	2,000	
	90cc超125cc以下		1,600	2,400	
	ミニカー		2,500	3,700	
軽自動車	二輪（125cc超～250cc以下）		2,400	3,600	
	三輪		3,100	※ 3,900	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200	※ 10,800
			営業用	5,500	※ 6,900
	四輪以上	貨物用	自家用	4,000	※ 5,000
			営業用	3,000	※ 3,800
小型特殊 自動車	農耕作業用のもの		1,600	2,400	
	その他のもの		4,700	5,900	
二輪の小型自動車（250cc超）			4,000	6,000	

①原動機付自転車、軽自動車のうち二輪及び二輪の小型自動車は、標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引上げ。

三輪以上の軽自動車の標準税率を、自家用自動車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍引上げ。 ※ただし、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるもの（平成27年4月1日以降に購入した新車）から新税率が適用されます。平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けたものは現行の税率に据え置き。

○ 三輪以上の軽自動車に係る重課税の導入

※三輪以上の軽自動車に係る重課税の導入は、平成28年度分から適用されます。

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、税率が上げられます。

車種区分			現行	(単位：円)	
三輪			3,100	最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車	
				重課税率	
四輪以上	乗用	自家用	7,200	4,600	
		営業用	5,500	12,900	
	貨物用	自家用	4,000	8,200	
		営業用	3,000	6,000	
				4,500	

※平成28年4月1日より、最初の新規検査（初年度登録）から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

○ 住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充

※平成26年から平成29年までの入居者について適用されます。

※所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

入居時期	平成25年中（現行）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
個人住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% （最高97,500円）	同 左	所得税の課税総所得金額等の7% （最高136,500円）

○ 上場株式等の配当所得・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期間終了。

※平成25年12月31日までの間、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等については軽減税率が適用されておりましたが、適用期間の終了に伴い平成26年1月1日以降に適用される税率は次のとおりとなります。

区 分		～平成25年12月31日	平成26年1月1日～
上場株式等	金融商品取引業者等を通じた売却等	所得税 7% 住民税 3%	所得税 15% 住民税 5%
	上記以外の売却	所得税 15% 住民税 5%	
未公開（非上場）株式など		所得税 15% 住民税 5%	

※申告分離課税にて申告する場合。

○ 少額投資非課税制度（NISA）の創設

※安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図る観点から、「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家の裾野拡大のために、平成26年1月1日以後に開設した非課税口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、開設した年から5年以内に限り、所得税及び個人住民税が非課税となります。

① 非課税対象

非課税口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等

② 非課税投資額

毎年、新規投資額で100万円を上限

- ③ 非課税投資総額
最大500万円（100万円×5年間）
- ④ 投資可能期間
10年間（平成26年1月1日～平成35年12月31日）
- ⑤ 非課税期間
投資した年から最長5年間
※非課税期間終了後も、翌年の100万円の枠を利用して引き続き非課税口座で継続
保有が可能。
- ⑥ 損益通算
特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可。
- ⑦ 原則、口座開設は一人一口座

問合せ先 神崎市役所 税務課 市民税係
TEL 37-0114(直通)